

第 41 回全青司全国大会 in 三重

「挑戦～あるべき司法書士像
を求めて～」

(1) 戦後の主な司法書士法改正

①昭和25年改正

(i) 業務

他人の嘱託を受けて書類を「代って」作成すること

(ii) 資格

(地方) 法務局長の認可を受けなければならない

(iii) 司法書士会・司法書士会連合会の明文化

(iv) その他

i 不認可の場合、公開聴問制度を規定

ii 非司法書士取締規定

iii 報酬制定権者…法務総裁

②昭和26年改正

(i) 報酬に関する規定の会則化 (法務総裁規定廃止)

(ii) その他

i 認可に際し、司法書士会に対する意見聴取制度規定

③昭和31年改正

(i) 司法書士会・司法書士会連合会の設立制度 (強制会制度)

→司法書士の強制加入

(ii) 認可について資格要件引き上げ

「3年」から「5年」

③‘日司連法改正委員会 (真崎委員会) の改正案

④昭和42年改正

(i) 司法書士会・司法書士会連合会の法人化

(ii) 業務規定の整備、申請手続の容認

「書類を作成し、及び登記又は供託に関する手続きを代ってする」

⑤昭和53年改正

(i) 目的・職責規定の新設 (法1・1の2)

(ii) 登記・供託手続代理権と審査請求手続代理権の明文化

(iii) 国家試験制度導入 (認可制度からの変更)

(iv) 資格制度確立 (試験に合格したものに対して、資格を与える)

(v) 注意勧告制度新設

(参考)

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=19796&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&DPAGE=1&DTOTAL=5&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&DMY=19994

衆議院-法務委員会-28号昭和53年06月06日

○山崎（武）委員 今回の改正案によりまして、司法書士の業務の性格が、いままでは書類の作成の段階から、手続の代理、審査請求の代理あるいは一定の法律領域、登記、供託、訴訟等を担うそういう実務家という性格がきわめて濃厚になったということによりまして、司法書士の名称を司法士と改称した方がよろしいのではないかという考え方がございますが、どのようにお考えですか、お聞きいたします。

○香川政府委員 今回の司法書士法の改正に当たりましては、直接そういった名称、司法士でございますか、さような名称への変更の要望は聞いておりませんが、昔からこの司法書士という名称がどうもやはり「書」という字があることから代書人の連想があるというふうな感じを持たれて、改正がいろいろ取りざたされておったようでございます。まあこれは、名は実の賚とか申しますので、あるいはもっとふさわしい、いい名前があればそれにこしたことはございませんけれども、何よりもこの司法書士の庶民性といえますか、そういったことも含めまして司法書士制度がもっとも一般大衆の法律生活に入っていくということが先決であろうかと思うのであります。かたがた、さような趣旨から名称も、いい名前があればそれに改めるというふうなことも十分検討に値することだろうと考えております。

○香川政府委員 先ほども申し上げましたように、司法書士の制度のあり方といたしまして、一般国民の、いわば大衆の法律生活が円滑にいくようにということで、さような意味の法律相談相手として司法書士が国民の中に入っていき、司法書士制度が定着していくということは私は非常に好ましいことだと思うのであります。ただしかし、弁護士制度というものが一方にあり、それとの対比で考えますならば、やはり司法書士のできる業務の範囲というものも限界がある。だから、先ほど申し上げましたように、司法書士の本来の業務に関連いたしまして、嘱託人の嘱託の趣旨が十分達成できるようにという意味での法律相談あるいは法律的にいろいろ知恵をかして整理するというふうなことは、これはやって一向差し支えないことだと思うのでありますけれども、一般的に、本来の業務とは関係なしに法律相談をやるとか、あるいはその嘱託を機縁として、関係のない他の法律問題についていろいろ知恵をかすというふうなことに相なりますと、現行法のもとではやはり弁護士法違反という問題が出てくる。その辺のところは、将来弁護士の制度というものと司法書士の制度というものをいかに振り分けるか、その振り分ける際における根本的な基準というのは、やはりどのようにすれば国民のためになるかということに尽きると思うのでありまして、さような問題として今後とも検討はしてまいりたいと思っておりますけれども、ただいまのところその前提として、

やはり国の責任と申しますか、さような、十分国民の信頼にこたえ得る資質の向上ということが何よりも大事なことだと考えておるわけでございます。

衆議院法務委員会-29号 昭和53年06月07日

○加地委員 このたびの改正で、第一条に目的、一条の二に職責が加えられておりますけれども、司法書士の業務が単なる代書人でなくて法律実務家としての評価がなされた上での改正なのでしょうか、どうでしょうか。

○香川政府委員 私どもの考えは、現行の司法書士法におきましても司法書士は法律実務家というふうな評価をして何ら差し支えないと思うのでありますが、そのことをより法律上明確にすると申しますか、さような意味で今回の改正案におきましては職責規定とか目的規定を設けたわけでございます。

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc_speaker.cgi?SESSION=24759&SRV_ID=8&SAVED_RID=2&DOC_ID=9269&DTOTAL=10&DPOS=4&FRAME=1&DMY=26170#

参議院法務委員会 - 11号 平成14年04月18日

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の審議ということでありますが、やはり朝からの質問を聞いておりましたが、これはやっぱり二つの法律だなという感じがするんです。登記に関係するとか法人の問題があるということで一つの法律で提案をされたわけですが、大部分はかなり違う問題でありまして、これはやはり二つの、それぞれの法律としてしっかり審議をすることが必要ではなかったのかなという御意見だけ申し上げておきます。

今回、司法書士の皆さんが簡裁での訴訟代理権も認められる、弁護士さんなどが余りいない地域でも非常に裁判が身近で便利になるという点では国民にとってプラスでありますから、賛成であります。

簡裁での訴訟代理権を得て、裁判、司法の一翼を担うということになるわけでありまして、やはり重大な職責の変更だと思うんですね。

裁判というのは、憲法の、憲法事項でありまして、憲法七十七条では最高裁の規則制定権を定めまして、弁護士に関する事項については規則を定める権限、それから、検察官も規則に従わなくてはならないと、こう記述をしているわけでありまして。弁護士法の第一条では、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」という、こういう使命規定も置いているわけでありまして。

司法書士法の場合は二条に「職責」という規定がございますが、こういう使命規定はありませんし、今回の改正でも、第一条の目的条項に「適正」という文字が挿入をされ、「権利の保全」という言葉が「権利の保護」に替わったということでありまして。しかし、やはり新たに簡裁代理権を得るという新たな職責、大きな変更という中でいいますと、私は使命規定なりをこの法の中

に置くべきではなかったのかなと思っておるんです。

大臣は、新たにこういう簡裁代理権を得るという下での司法書士の皆さんの今日的使命についてどのようにお考えか。また、それを法に入れるべきではなかったのかと。この点について御所見をお願いいたします。

○国務大臣（森山眞弓君） 先ほど来の御質問にお答えしておりますとおり、司法書士の皆さんは全国にあまねく存在していただきまして、その専門的な知識を生かして国民のために大変頼りになるサービスを今までもしていただけてまいりました。

今、問題になっております司法制度改革の大きな眼目が、国民にとって身近で分かりやすくて頼りがいのある便利な司法制度ということでございますので、そのような目的に向かって大いに働いていただく立場にいらっしゃるといふふうに思いまして、その御活躍を期待するわけですが、この司法書士、第二条の、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」との職責規定がございますし、それとともに、第一条の目的規定から、登記、供託とともに、簡易裁判所の代理権行使を含めまして、訴訟に関する手続の適正かつ円滑な実施のために国民の権利の保護に寄与するという使命を持っていただくということでございます。

ですから、今回の改正におきましても、あえてこれらの規定に加えたり、更に使命規定を設けるという必要はないのではないかというふうに思ったわけでございます。

⑥昭和60年改正

(i) 登録事務の委譲

「司法書士名簿の登録・・・日本司法書士会連合会が行う」

(ii) 社団法人公共嘱託登記司法書士協会創設

(2) 司法制度改革

2001年6月13日、司法制度改革審議会最終意見書が公表された。意見書には、司法制度改革審議会による三つの基本方針が示された。

(i) 国民の期待に応える司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする。

(ii) 司法制度を支える法曹の在り方を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。

(iii) 国民的基盤の確立のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により、司法に対する国民の信頼を高める。

(i) 国民のより利用しやすい司法の実現（市民の司法に対する距離感を解決する制度）

- ①弁護士人口問題
- ②地域的偏在
- ③弁護士報酬の予測困難性
- ④弁護士の業務体制や困難性
- ⑤広告規制
- ⑥民事法律扶助
- ⑦裁判手続外の各種紛争解決手段
- ⑧司法に関する情報公開

(ii) 国民の期待に応える民事司法の在り方」

- ①裁判所へのアクセス容易化
- ②手続の適正・迅速
- ③執行の確実性確保
- ④専門的知見を要する事件対応（労働・知財・医療過誤）
- ⑤行政訴訟制度や違憲立法審査権の在り方

(iii) 国民の司法参加

- ①調停委員、司法委員、検察審査会
- ②裁判員制度

これらの基本方針に基づき、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、当面の措置として、司法書士に簡易裁判所訴訟等代理権の付与・司法書士事務所の法人化・懲戒制度の整備・紛議調停制度の設置・司法書士情報公開に関する規定整備等、多くの改正事項を伴う改正司法書士法（以下、「平成14年改正司法書士法」という。）が成立した。

(3) 平成14年改正司法書士法の主な改正事項

- ①簡裁訴訟代理関係業務（法3Ⅰ⑥・⑦、3Ⅱ）
- ②事務所の法人化（法26～46）
- ③資格試験制度の整備（法6Ⅱ①、6Ⅲ）
 - (i) 試験科目に憲法追加
 - (ii) 筆記試験に合格した者に対しては、申請により、次回の司法書士試験の筆記試験を免除すること

④懲戒手続きの整備

- (i) 国民一般からの懲戒申し出制度 (法 49 I)
- (ii) 懲戒処分を官報で公告する制度 (法 51)
- (iii) 登録取り消し制限規定 (法 50) …一定の懲戒手続きが開始された司法書士が懲戒処分を免れることを防ぐため
- (iv) 司法書士法人に対する懲戒制度 (法 48)

⑤会則記載事項の見直し

- (i) 司法書士会の会則記載事項
 - 一. 報酬規定削除…報酬の自由化
 - 二. 情報公開…司法書士会及び会員に関する情報公開に関する規定追加 (法 53 ⑨)
 - 三. 司法書士の研修に関する規定及び会員の業務に関する紛議調停の規定 (法 53 ⑦・⑧)
- (ii) 日本司法書士会連合会の会則記載事項
 - 一. 司法書士の研修に関する規定及び日本司法書士会連合会に関する情報公開に関する規定 (法 63)
- (iii) 会則遵守義務改正
 - 「司法書士は、その所属する司法書士会の会則のみならず、日本司法書士会連合会の会則をも守らなければならない」 (法 22)

⑥研修の努力義務

- 「司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない」 (法 23)

⑦紛議調停制度

- 「司法書士又は司法書士法人の業務に関する紛議 (トラブル) につき、その司法書士、当事者等の請求により司法書士会が調停を行う制度が新たに設けられた」 (法 59)

⑧その他

- (i) 司法書士法の目的規定の整備 (法 1) 権利の保全→権利の保護
- (ii) 相談業務の明記
- (iii) 秘密保持義務改正 (法 24) …司法書士であったものも適用

(4) 司法書士法改正附帯決議

「平成14年改正司法書士法」には、以下の附帯決議が付された。

衆議院 第154回国会法務委員会 第7号(2002年4月9日)
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

この法律の施行に伴い、政府及び関係機関は、次の点につき格段の配慮をされたい。

(略)

二 司法書士による簡裁訴訟代理関係業務の運用にあたっては、国民に利用しやすく、わかりやすく、頼りがいあるものとするよう配慮するとともに、その能力担保措置の円滑な実施のために、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。

三 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。

四 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。

五 司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること。

参議院 第154回国会法務委員会 第12号(2002年4月23日)
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(略)

二 司法書士の簡裁訴訟代理関係業務の適切な遂行に資するよう、司法書士照会制度の導入、受任事件に係る強制執行代理権の付与について適切な方策を検討するとともに、家事事件の代理権付与等についても、司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績及び研修の成果等も踏まえた上で速やかに検討すること。

三 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるとともに、利用者に分かりやすく明

示されるよう、その周知徹底を図ること。

四 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用する。

上記の附帯決議は、法施行後（2003年4月1日施行）5年を目途に再検討するとしており、その期日が経過した現在、日司連では、2009年度通常総会で司法書士法改正大綱、臨時総会で同改正要綱の承認を受け、2010年度には、司法書士法改正案を国会に上程するための活動を行う予定であった。

(参考)

衆議院法務委員会-7号 平成14年04月09日

○西村委員 一点だけ、細かいんですけども、これはどうなるんやという話がちょっとあるので。

今の関連ですけれども、法律相談に乗っていて、そして相手と和解してくれと。それで相手が出てきた。五、六回呼び出して、いろいろ事情を聞いて煮詰まったら、これは九十万ではなくて百万だ、ああ、私はもうやめますわと。これはできないです、プロとしては。そのときに、百万の和解書で相手も納得する。この和解書の効力というのはどうなるんですか、この約束の効力。これは現実に起こることなんです。プロとしては逃げられないと思いますね。十回も二十回もやって、相手も、恐れ入りました、こちら、先生、ありがとうございます。これはどうなるんかなと思うんですね。

○房村政府参考人 非常に難しい点がございまして、仮に即決和解ということで、やはり代理権が今回与えられておりまして、簡易裁判所の事物管轄を基準にと考えられることになっております。

その場合、即決和解としては、申し立てのときに請求の趣旨を明示いたしますので、最終的に和解を求める条項としてそういう基準となるような額がその趣旨に明示されていけば、それに従って簡易裁判所の基準に該当するかどうかという判断をすることになるかと思いますが、裁判所に提出しない当事者間の和解につきましても、判断の仕方としては、そういう最終的な和解条項をにらんで行うということになるのではないかと考えておりますが、具体的な事案については、私どももまた個別に十分検討してまいりたいとは思っております。

○房村政府参考人 特定調停の申し立てですが、これは一般に、債権が存在しないという形で申し立てるのではなくて、債権の額には争いはないけれども、支払い猶予を求める、あるいは分割弁済を求めるという形で求めるのが通常であろうと思います。

そういう形の特定調停を求めたときに、調停を求める事項の価額、これをどう計算するかといいますと、その場合は当事者の受ける利益は、債権額ではなくて、支払い猶予もしくは分割弁済をすることによって受ける利益、これが調停を求める事項の価額となります。したがって、百万円の債権についてその弁済猶予であるとかあるいは分割弁済を求める調停の申し立てをした場合、その弁済猶予によって得る利益、分割によって得る利益ですから、当然百万よりはるかに下の額になります。

したがって、今御指摘のような五十万、五十万、百万で、トータルでは二百万、これについて三件の特定調停を申し立ててやるという場合を考えますと、よほど特別な事情がない限りは、まず全部の事件について九十万の範囲内で司法書士の方が代理人になれるということだろうと思います。

○植田委員 かわいらしい金額だったら、今のそういうあちこちの金融をつまんでいて、何とかなるだろう、司法書士さんで全部賄えるだろうということですが、これは、今みたいに二百万ぐらいの特定調停するぐらいだったら、親からでもちょっとお金を借りて何とか返す方を考えますよね、そんな金額的には。やはり金額がごっつなつてくると、例えばA、B、Cといろいろなところからつまんでいました、いろいろ考えたら、そのうちの一つぐらいは司法書士が関与できないケースも当然出てきますよね。そういうケースも考えられますよね。

○房村政府参考人 それは事件の額によるわけですが、基本的に申し上げますと、例えば、一年間の支払い猶予によって得る利益というのは、その間のどの程度の利益を得るかということ算定するわけですから、そういう支払い猶予とか分割弁済で得る利益というのは相当額が低いわけです。ですから、支払い猶予で受ける額が九十万を超えるような債権というのは元本は物すごく大きなものになるはずで、おっしゃるような形で何社もから借りている場合に、そういうものが入っていることは通常はないのではないかとはいいます。

○植田委員 今のケースというのはそんなに心配ないようなお話でございましたが、これも司法書士に依頼する側からすると、そこで司法書士が全部代理人をやってくれて、調停に代理人として関与してもらえるのかどうなのかということにやはり集約されるわけですね。A、B、C、Dとあって、Cが不調になったとか、Dが不調になったとか、一件だけでもまとまらへん場合は、やはりこれは結果として債務者の破綻を招く例もこれまでもあったわけでございます。

そういう意味で、今のお話を伺っていますと、今私が題材に挙げた特定調停事件の場合、多くの場合そういうことにはならないだろう、司法書士さんが責任を持って対処できるだろうというお話でございましたけれども、じゃ、今度、こういう場合どう

だろうかと思うんですけども、特に中小零細企業を債務者にしている、例えば商工ローンが登場する場合ですね。

植田ローンでも何ローンでもいいですけども、例えば債権額が一千万ということで、当然、債権者がいて、債務者がいて、保証人がいる。こういう場合、司法書士の代理権については、もう議論の余地なく、これは代理ができないよということですが、早合点してしまうんですが、ある司法書士さんの方からちょっと教えていただいたんですけども、例えば、債権者が利息制限法を超えた高利融資を目的とする商工ローン業者の場合、長期間の継続取引をしているときには、利息制限法による再計算をすることでの過払い金、要するに、債務者から債権者に対して不当利得による金銭を請求できることもあるわけですね。こういうケースも出てくるわけですね、例えば債権額が一千万とした場合でも。とすると、この不当利得金額が九十万以内であれば、この不当利得金の返還を求める調停申し立て、これについては司法書士には代理権があるわけですね。

○房村政府参考人 御指摘のとおり、代理権はございます。